

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市丸山三丁目一三八番地一〇、最後の住所千葉県船橋市丸山四丁目三五番四号 被相続人 亡 丸山 正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月八日

事務所千葉県船橋市本町一丁目二六番二号 船橋SFビル四階葛南総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 越川新太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市金ヶ作三四九番地三九、最後の住所不明 被相続人 亡 佐藤 雅彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月八日

事務所千葉県松戸市新松戸四一五〇新松戸Uビル三〇一号室 新松戸綜合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 國分 玲名

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市和田町和田四一九番地、最後の住所千葉県南房総市和田町和田四一九番地 被相続人 亡 粕谷美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月八日

千葉県千葉市美浜区中瀬一―三 幕張テックノガーデンCB棟三階MBP 三上・宮山 法律事務所 相続財産清算人 弁護士 宮山 雅光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡長南町市野々一五五九番地二、最後の住所千葉県長生郡長南町市野々一五五九番地 被相続人 亡 飯塚正二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月八日

事務所千葉県茂原市道表六一八オフィスK 二階茂原総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 神定 大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市南区城南町宮地一三八六番地、最後の住所千葉県茂原市南吉田一七二六番地七 被相続人 亡 甲斐 誠矢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月八日

事務所千葉県中央区本千葉町一番一号日土地千葉中央ビル九階 県民合同法律会計事務所 相続財産清算人 弁護士 飯田 貴大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市泉町一丁目一番地、最後の住所千葉県長生郡長柄町鶴谷六三七番地一日吉団地七棟五号 被相続人 亡 國井 剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月八日

事務所千葉県中央区中央三丁目五番七号千葉中央ハイソック三 石塚法律事務所 相続財産清算人 弁護士 石塚 英一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県印西市岩戸一六六三番地、最後の住所千葉県市川市鬼越一丁目一九番四号 被相続人 亡 白鳥 静枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月八日

事務所千葉県市川市市川南一―九一―三 京葉住設市川ビル五階 弁護士法人リバーシティ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 和田はる子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県我孫子市並木八丁目一四九九番地五、最後の住所千葉県我孫子市並木八丁目一七番二七号 被相続人 亡 遠藤 良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月八日

事務所千葉県松戸市松戸一―七六―四 デイー・オー・デイー松戸駅前ビル四階 松戸総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 鈴木 勝之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区六番町七番地八、最後の住所東京都中央区日本橋箱崎町五番一―一〇三号 被相続人 亡 前山 紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月八日

事務所東京都千代田区紀尾井町三番一―二号 紀尾井町ビル八階八〇二号室 弁護士法人一番町総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 神崎 浩昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区東新町一丁目一〇番地、最後の住所東京都練馬区大泉学園町六丁目一二番二八号 被相続人 亡 桃井 博子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月八日

東京都千代田区永田町二丁目一〇番一―号永田町山王森ビル二階 米津・逢坂法律事務所 相続財産清算人 弁護士 逢坂 哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区南品川二丁目四一八番地、最後の住所東京都品川区南品川二丁目七番二一―号 被相続人 亡 長谷川和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月八日

東京都新宿区新宿一丁目一四番三号ラタンビル四階 法律事務所 穂 相続財産清算人 弁護士 五十嵐康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市今泉三丁目四番八号、最後の住所神奈川県鎌倉市今泉三丁目四番八号 被相続人 亡 岡山 昌一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月八日

横浜市中区南山田一―三―七ビュートラゼセンター北七〇五 相続財産清算人 弁護士 谷村 朋子

第1期決算公告

令和8年5月8日 東京都中央区京橋二丁目7番8号

Chatterbox Japan株式会社

代表取締役 ジェイソン・ウォン・ユー・コン

貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資 産	流動資産	32,079
	固定資産	410,421
	資産合計	442,501
純資産及び負債	流動負債	350,878
	固定負債	116,128
	資本剰余金	△24,504
	利益剰余金	50,000
	その他利益剰余金	△74,504
	うち当期純損失	△74,504
	負債・純資産合計	442,501